

高原町身体障がい者等減免適用範囲表

(1) 身体障がい者手帳の交付を受けている者			障がいの級別	
			本人運転の場合	生計同一者運転又は 常時介護者運転の場合
視覚障がい			1級～3級及び4級の1	同左
聴覚障がい			2級及び3級	同左
平衡機能障がい			3級	同左
音声機能障がい			3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）	
上肢不自由（上肢機能障がい）			1級、2級の1、2級の2及び2級（両上肢に障がいがあり、身体障がい者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載のある者に限る）	同左
下肢不自由（下肢機能障がい）			1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由（体幹機能障がい）			1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能		1級及び2級（両上肢に障がいがある者に限る。）	同左
	移動機能		1級～6級	1級～3級
心臓機能障がい			1級及び3級	同左
じん臓機能障がい			1級及び3級	同左
呼吸器機能障がい			1級及び3級	同左
ぼうこう又は直腸の機能障がい			1級及び3級	同左
小腸機能障がい			1級及び3級	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			1級～3級	同左
肝臓機能障がい			1級～3級	同左
併合障がい			1級～4級	1級～3級
(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者			障がいの級別	
			本人運転の場合	生計同一者運転又は 常時介護者運転の場合
視覚障がい			特別項症～第4項症	同左
聴覚障がい			特別項症～第4項症	同左
平衡機能障がい			特別項症～第4項症	同左
音声機能障がい			特別項症～第2項症 （喉頭摘出手術を受けた者に限る。）	
上肢不自由（上肢機能障がい）			特別項症～第3項症	同左
下肢不自由（下肢機能障がい）			特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由（体幹機能障がい）			特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓機能障がい			特別項症～第3項症	同左
じん臓機能障がい			特別項症～第3項症	同左
呼吸器機能障がい			特別項症～第3項症	同左
ぼうこう又は直腸の機能障がい			特別項症～第3項症	同左
小腸機能障がい			特別項症～第3項症	同左
(3) 療育手帳の交付を受けている者			障がいの級別	
			本人運転の場合	生計同一者運転又は 常時介護者運転の場合
知的障がい			総合判定 A	同左（ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B1及びB2を含む。）
(4) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者			障がいの級別	
			本人運転の場合	生計同一者運転又は 常時介護者運転の場合
精神障がい			障がい等級 1級	同左

減免の対象となる軽自動車の運転者と所有者の関係及び使用目的

運転者	身体障がい者等の状況		所有者（取得者）	使用目的	
身体障がい者等本人			身体障がい者等本人	目的は問わない	
身体障がい者等と生計を一にする者	下記以外の方	身体障がい者等が18歳以上	身体障がい者等本人	専ら	身体障がい者等の 1 通院 2 通学 3 通所 4 生業
		身体障がい者等が18歳未満	身体障がい者等本人又は身体障がい者等と生計を一にする者		
	減免対象となる障がいの級等の療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者		身体障がい者等本人	日常的に	等